

議員提出議案第3号

「協同労働の協同組合」に関する法律の速やかな制定を求める
意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和元年6月28日

農林水産商工常任委員会

委員長 島谷龍司

「協同労働の協同組合」に関する法律の速やかな制定を求める意見書

近年の社会・経済構造の急激な変化は、様々な課題を我が国の社会に投げかけており、この変化に伴う多様な生き方を支える新たな社会システムの構築が求められている。とりわけ、地域の様々な問題を解決するに当たっては、行政のみならず、住民自身の力に大きな期待が寄せられている。

このような状況の中、住みやすい地域社会を実現するため、地域の問題は地域住民自らが解決することを目指し、NPOや協同組合、ボランティア団体といった様々な非営利団体が事業展開しているが、これらの一つである「協同労働の協同組合」は、組合に参加する人全てが協同で出資し、協同で経営し、協同で働くことを通じて、人と人とのつながりを取り戻し、地域の再生を目指す活動を続けており、多くの社会問題が顕在化する今日、その解決のための有効な方策として非常に注目されている。

政府が掲げている「一億総活躍社会」、「地域共生社会の実現」、「まち・ひと・しごと創生」の取組は、一人ひとりの個性と多様性が尊重され、地域や職場で、それぞれの希望が叶い、能力を發揮でき、生きがいを感じることができる社会を目指すものである。国会では、「協同労働法制化に関する与党ワーキングチーム」が「労働者協同組合法案（仮称）骨子」をまとめ、与党政策責任者会議で了承され、超党派の「協同組合振興研究議員連盟」総会で確定されている。

法制化が実現すれば、地域住民の協同による主体的な仕事おこしを通じた持続可能な地域づくりや自発的な就労機会の創出による働く意欲ある人々の就労創出が期待され、今後、本県が全国に先駆けて取り組もうとしている「未来への礎づくり」にも大きく寄与すると考える。

よって、国においては、今日における地域社会の実情を踏まえ、多様な働き方を可能とする環境整備を図る観点から、「協同労働の協同組合」に関する法律を速やかに制定するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣
様